

一人でかかえこまずに、まずはご相談ください。

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

物価高騰の影響などにより、収入が減って家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

専門の支援員が、お困りの方々に寄り添いながら一緒に問題を整理し、支援プランをご本人と一緒に作成し、他の専門機関とも連携して、改善に向けた支援を行います。



お問合せ先

千代田区役所3階 生活支援課生活支援係

平日(月曜～金曜)8:30～17:00 (土・日・祝日、年末年始休み)

☎ 03-5211-4126 FAX 03-3264-0927

予約の方が優先となりますので、事前に予約をお願いします。

区ホームページ

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/sekatsu/kurashi.html>



生活困窮者自立支援法による支援事業

◇生活困窮者自立支援法(平成 27 年 4 月施行)に基づく支援事業は以下のとおりです。

事業名	事業内容
自立相談支援事業	<u>あなただけの支援プランを作ります</u> 生活、仕事等でお困りになっている方からのご相談を受け付けます。ご本人とともに課題を整理し、課題解決に向けた支援を計画的かつ継続的に行います。
住居確保給付金の支給	<u>家賃相当額・転居費用を支給します</u> 【家賃相当額支給】 離職や休業等による収入減少で、住居を喪失または喪失するおそれのある方に、就職に向けた求職活動をすることなどを条件に、原則として3か月間（最大9か月）の家賃相当額を支給します。 【転居費用支給】 著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要であると認められる方に対し、引っ越し代や礼金、仲介手数料などの転居のための初期費用を支給します。 ※どちらも上限額及び収入・金融資産等の要件があります。
家計改善支援事業	<u>家計の立て直しをアドバイス</u> 家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ等を行い、早期の生活再生を支援します。
居住支援事業	住居のない方に、一定期間、宿泊場所や食事を提供します。
子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の子ども（小学校4年生から高校3年生まで）に学習支援をはじめ生活習慣の形成、居場所の提供を行い、保護者の方には進学に向けた情報提供等の支援を行います。
就労準備支援事業	<u>社会への第一歩</u> 一般就労に向けた前段階としての支援を行います。直ちに仕事に就くことが難しい方に対して、6か月から1年の間、日常生活のリズムの調整や就職に必要なスキル習得のため各種講座や作業訓練などを通じて就労への準備を進めます。

早めの相談が早期の解決につながります。

と一緒に問題解決の方法を考えましょう。